

第四百四回 参議院建設委員会會議錄第二号

昭和六十一年三月六日(木曜日)
正午開会

委員の異動

二月十五日

辞任

内藤 功君

補欠選任

安武 洋子君

三月六日

辞任

白木義一郎君

補欠選任

藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

小山 一平君

工藤万砂美君

増田 盛君

安孫子藤吉君

井上 孝君

植木 光教君

志村 哲良君

服部 安司君

松本 英一君

大川 清幸君

馬場 富君

上田耕一郎君

山田 勇君

国務大臣

建設大臣

国務大臣

北海道開発庁長官

国務大臣

国土庁長官

江藤 隆美君

古賀雷四郎君

山崎平八郎君

政府委員

北海道開発政務次官	渡辺 省一君
北海道開発庁総務監理官	西原 巧君
北海道開発庁計画監理官	滝沢 浩君
北海道開発庁予算課長	寺本 泉君
国土政務次官	白川 勝彦君
国土庁長官官房長	吉居 時哉君
国土庁長官官房会計課長	斎藤 衛君
国土庁長官官房水資源部長	志水 茂明君
国土庁計画・調整局長	星野 進保君
国土庁土地局長	末吉 興一君
国土庁大都市圏整備局長	山本 重三君
国土庁地方振興局長	田中 暁君
国土庁防災局長	杉岡 浩君
建設大臣官房総務審議官	佐藤 和男君
建設省建設経済局長	清水 達雄君
建設省都市局長	牧野 徹君
建設省河川局長	廣瀬 利雄君
建設省道路局長	萩原 浩君
建設省住宅局長	渡辺 尚君
事務局側	
常任委員会専門員	荒木 正治君

○国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要特別措置に関する法律案(内閣提出)
○都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(小山一平君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二月十五日、内藤功君が委員を辞任され、その補欠として安武洋子君が選任されました。また、本日、白木義一郎君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

○委員長(小山一平君) この際、山崎国土庁長官及び古賀北海道開発庁長官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。山崎国土庁長官。

○国務大臣(山崎平八郎君) このたび国土庁長官を拝命いたしました山崎平八郎でございます。

委員長初め委員各位の御指導、御協力を賜りまして、国土行政の推進のために全力を尽くしてまいり所存でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(小山一平君) 古賀北海道開発庁長官。

○国務大臣(古賀雷四郎君) このたび北海道開発庁長官を拝命いたしました古賀雷四郎でございます。

御承知のとおり、北海道は我が国の中におきまして最も開発可能性に恵まれている地域であります。我が国が二十一世紀に向けて安定的な発展を遂げていくために大きな役割を果たすことが期待されております。私は、このような認識のもとに北海道開発の推進に全力を尽くしてまいり所存でございます。

委員長初め委員各位の御指導と御鞭撻を心からお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。(拍手)

○委員長(小山一平君) 次に、白川国土政務次官及び渡辺北海道開発政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。白川国土政務次官。

○政府委員(白川勝彦君) このたび国土政務次官を拝命いたしました白川勝彦でございます。

微力ではございますが、山崎国土庁長官をお助けしながら国土行政の推進のため全力で取り組んでまいり決意でございます。委員長を初め委員各位の御指導、御協力を心からお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(小山一平君) 渡辺北海道開発政務次官。

○政府委員(渡辺省一君) このたび北海道開発政務次官として任命になった渡辺省一でございます。

古賀長官をお助け申し上げるという立場を堅持しながら北海道の開発行政の推進に努力をしてまいりたい、経験未熟でございますが、よろしくお願い申し上げます。なお、委員並びに委員長には大変御迷惑をかけることが多いと思いますが、今後ともよろしく御指導をお願い申し上げます。次第でございます。(拍手)

○委員長(小山一平君) 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を議題といたします。

まず、国土庁長官から国土行政の基本施策について所信を聴取いたします。山崎国土庁長官。

○国務大臣(山崎平八郎君) 国土行政の基本方針及び当面の諸施策について、私の所信を申し上げます。

我が国は、国土資源の面で、の制約に加え、近年、人口の高齢化の進展、急激かつ広範な技術革新、全国的な都市化現象、国際的な相互依存関係の深まりなど、その社会経済の構造変化が急速に進んでおります。このような中で、国民が安全かつ快適で文化的な生活を享受していくため、二十一世紀を見通した長期的展望のもとに、国土の均衡ある発展を図り、住みよい国づくり地域づくりを推進していくことが、国土行政に課せられた基本的な課題であります。

私は、このような見地から、以下に述べる諸施策を積極的に推進してまいりる所存であります。

第一は、国土計画の推進であります。

まず、国土政策の根幹となる全国総合開発計画については、国際化、技術革新、情報化、高齢化、都市化といった時代の潮流の大きな変化のもとで、本年秋には、二十一世紀への国土づくりの指針を示すための第四次全国総合開発計画を策定することとしております。このため、地方公共団体など国民各界各層の意向を十分踏まえながら、計画立案作業を鋭意進めてまいりる所存であります。あわせて、全国総合開発計画と表裏一体の関係にある国土利用計画についても、昨年末に改定された全国計画に基づいて体系的整備を推進してまいりる所存であります。

また、定住構想を一層推進するため、引き続き全国四十四圏域のモデル定住圏整備の促進を図り、田園都市構想モデル事業などを積極的に実施してまいりる所存であります。

さらに、関係省庁の公共事業を円滑に推進するため、引き続き国土総合開発事業調整費を活用し、事業及び調査の調整を行ってまいりる所存であります。

なお、国土行政の一環として、沿岸域を含む海洋について、長期的視点に立った総合利用のあり方を引き続き検討してまいりる所存であります。

第二は、総合的な土地政策の推進であります。近年、経済社会情勢の変化、一連の土地政策の展開により、地価は、都心部商業地など一部の地域を除き、全般的には安定しております。

今後は、こうした地価の安定の長期的定着を図るとともに、適正な土地利用の実現を目指していくことが重要であると考へております。

このため、引き続き、国土利用計画法の確かな運用などを図っていくとともに、これからは土地の所有より利用が重視される時代であることにかんがみ、借地、土地信託の普及、活用など土地の有効利用を推進してまいりる所存であります。

また、都心部商業地など高い地価上昇が見られる地域に対しては、土地取引の監視の徹底などを通じ、地価上昇の他地域への波及、投機的な土地取引の誘発を招くことのないよう努めてまいりる所存であります。

第三は、総合的な水資源政策の推進であります。

水は、人間の生命、生活に欠かすことのできない資源であると同時に産業経済活動を支える重要な資源であり、水需給の安定を図ることは、国土行政を推進する上で基本的な課題の一つであります。

このため、近年における経済社会情勢の変化などに対応し、二十一世紀を展望した新しい長期水需給計画を策定するとともに、利根川水系、荒川水系などにおける水資源開発基本計画の改定を行ってまいりる所存であります。

また、水源地域対策の充実を図り、水源地域住民の理解と協力を得て、積極的に水資源開発を促進してまいりる所存であります。

さらに、「水の週間」行事の実施、雑用水利用の促進など水資源の有効利用に努めるとともに、昨年策定された地盤沈下防止等対策要綱に基づき諸対策の推進など地下水利用の適正化を推進してまいりる所存であります。

第四は、大都市圏整備の推進であります。

大都市圏の秩序ある発展を図るため、まず、四全総の策定作業と調整を図りつつ、首都圏、近畿圏及び中部圏の新しい基本計画及びそれぞれの圏域における整備計画または建設計画を策定するとともに、都市開発区域等に係る財政特別措置を継

続する等により、大都市圏の整備を積極的に推進してまいりる所存であります。

また、核都市の育成整備など首都改造計画の推進を図るとともに、長期的な観点から、新しい近畿の創生計画及び二十一世紀中部圏計画を策定することとしております。

さらに、筑波研究学園都市の育成整備、琵琶湖総合開発、関西文化学術研究都市建設及び関西国際空港の関連地域整備の推進を図るなど、各地域の総合的整備についても積極的に取り組んでまいりる所存であります。

第五は、地方振興の推進であります。

まず、東北、北陸、中国、四国及び九州の各地方の開発整備を推進するため、四全総の策定に対応して、新しい地方開発促進計画の策定作業を進めてまいりる所存であります。

また、新産業都市、工業整備特別地域、テクノポリス地域の整備を図るとともに、花と緑、伝統産業などの地域の個性を生かした魅力ある町づくり、生活環境と生産基盤の調和した豊かな村づくりを進めるため、地方都市と農山村について総合的な整備を図ってまいりる所存であります。

さらに、過疎地域、振興山村、豪雪地帯、特殊土壌地帯、離島、奄美群島、小笠原諸島、半島など自然的、社会的に厳しい条件下に置かれている地域については、各種の特別事業の実施、生活環境の整備、産業の振興などを積極的に進めることにより、計画的、総合的振興を引き続き推進してまいりる所存であります。

とりわけ、いわゆる半島地域につきましては、産業基盤のおくれなど今後大きな課題を抱えており、こうした地域の振興を図るため昨年半島振興法の制定を見たところであり、国土庁としても同法の適正かつ円滑な運用に努めてまいりる所存としております。

なお、本年十月に法定の存立期限を迎えます東北開発株式会社につきましては、円滑な民営移行を図り、引き続き東北地方の発展に寄与していただくよう、東北開発株式会社法を廃止するための法

律案を今国会に提出する等所要の措置を講じてまいりる所存であります。

また、新産・工特制度につきましては、これを財政面から支える財政特別措置を継続するとともに、六十一年度から始まる第四次基本計画の策定を行い、環境変化に対応しつつ各地区の建設整備を推進してまいりる所存であります。

第六に、災害対策についてであります。

地震、台風、豪雨、豪雪、火山噴火などの災害を受けやすい我が国において、国土を保全し、国民の生命及び財産を災害から守ることは、国の重要な責務であり、国土庁といたしましては、関係省庁との緊密な連携のもとに、各般にわたる災害対策を総合的かつ計画的に実施していく所存であります。

昨年は、豪雪、梅雨前線豪雨、長野市地附山の地すべり、秋口の台風、桜島の活発な火山活動などによる災害が発生いたしました。

政府といたしましては、これらの災害に対処するため、関係省庁連絡会議の開催や政府調査団の派遣などを通じ災害応急対策に努めてきたところであり、今後とも、これらの災害に係る復旧事業の促進に努めるといたしてまいりる所存であります。

先般発生した新潟県生田町における雪崩災害に対しましては、関係省庁連絡会議の開催、政府調査団の現地調査などを通じ、迅速かつ的確な災害応急対策に努めてまいりる所存であり、また、当面する今冬の雪害対策につきましては、今後の降雪状況の推移に即応しつつ、関係省庁との密接な連絡のもとに適切な対策を講じてまいりる所存であります。

次に、震災対策につきましては、発生が懸念されている東海地震に対処するため、引き続き防災体制の充実、地震対策緊急整備事業の促進などを図るとともに、大都市震災対策を充実するため、南関東地域の震災応急対策活動システムに関する調査の実施及び防災基地の整備等をより一層進めることとしております。

近年多大の被害を発生させている土砂災害につ

きましては、関係省庁との連携を図りつつ、治山砂防施設の整備、警戒避難体制の整備など、総合的な対策を推進していく所存であります。

火山対策につきましては、全国の活動的な火山に係る防災体制の整備を促進するとともに、特に火山活動が活発化している桜島につきましては、避難対策、降灰対策などを総合的に推進してまいります。

さらに、災害時における情報の収集伝達などの重要性にかんがみ、防災無線網の充実強化を図ってまいります。

最後に、国際化の推進であります。

国土庁は、従来から所管行政について、積極的に国際化への対応を図ってまいりましたが、六十一年度においても、国際居住年に向けての事業の実施、国連人間居住委員会等との協力の拡充、水資源開発についての技術交流等国土政策に関する国際協力を積極的に推進していくこととしております。

以上、国土行政に関する所信を申し述べましたが、これらの施策の強力な推進に全力を挙げて取り組んでまいりますので、何とぞよろしく願ひ申し上げます。

○委員長(小山一平君) 次に、北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策について所信を聴取いたします。古賀北海道開発庁長官。

○国務大臣(古賀重四郎君) 第四回国会における委員会審議に当たりまして、昭和六十一年度の北海道開発行政の推進に関する私の所信を述べさせていただきます。

今日、我が国は、世界に比類のない高密度な経済社会を形成しておりますが、二十一世紀に向けて、限られた国土においてゆとりと活力のある安定社会を築き上げていくためには、人口、産業の適切な配置を図り、均衡のとれた国土利用を積極的に展開していくことが極めて重要な課題と考えております。

このような課題に対して、北海道は、全国土の約五分の一を占め、豊富な水資源や工業開発適

地、広大な農業開発可能地を有し、また、今日までの開発を通じてすぐれた発展基盤を形成しつつあり、今後の我が国の長期的、安定的な発展に積極的な役割を果たしていくことが強く期待されているところであります。

このため、政府は、昭和五十三年二月、現行の「新北海道総合開発計画」を策定し、鋭意その推進に努力しているところであります。昭和六十一年度においても、この計画に沿って、道内各地域の特性を生かした生産、生活の場をつくり出し、北海道の長期的発展基盤の形成を図るための施策を積極的に展開するとともに、北海道経済の現況に配慮しつつ北海道開発を着実に推進してまい

いる所存であります。

以下、主要な施策について申し上げます。

まず、治山治水につきましては、国土の安全性を高めるとともに貴重な水資源の効果的な開発を図るため、国土の保全及び水資源の開発等を総合的、計画的に推進することとしております。

特に、昭和五十六年八月の大災害にかんがみ、石狩川等の重要水系及び災害多発地域の河川改修、砂防事業等を重点的に実施するとともに、都市化の進展の著しい地域において、総合治水対策を講ずるなど、災害の防止に努めてまい

る所存であります。

また、今後の水需要の増大に対処するため、治水対策とあわせて、多目的ダム等の建設を促進することとしております。

次に、道路整備につきましては、道内各地域の均衡ある発展に寄与するため、国道、地方道及び街路等の各事業を総合的に推進することとし、特に、交通安全施設等の整備及び防災、震災対策事業を重点的に進めるとともに、都市機能の向上と都市環境の改善を図るため、都市周辺のバイパス、連続立体交差等の事業を促進する所存であります。

さらに、生活環境の整備につきましては、冬期間における生活環境の一層の改善を図り、もって冬の生活の充実、企業立地の促進等に資すること

を目的として、快適な冬の生活環境づくりいわゆる「ふゆトピア」事業を促進するとともに、下水道事業、都市公園等の事業並びに公営住宅の建設及び関連公共施設の整備等の事業を推進することとしております。

このほか、北海道の発展基盤を整備するため、港湾、空港、漁港等の整備を計画的に進めるとともに、北海道の特性を生かした高生産性農業の確立と我が国の食料供給基地としての北海道の役割を高めるため、農業基盤の整備を促進することとしております。

また、以上の基盤整備の推進とあわせて、北海道の産業の振興開発を促進するため、北海道東北開発公庫の機能を充実し、その活用を努めてまい

る所存であります。

さらに、北方領土隣接地域の振興及び住民生活の安定を図るため、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づき、所要の施策を積極的に推進し、北方領土問題等の解決の促進に資するよう努力してまい

る所存であります。

なお、前述の「新北海道総合開発計画」につきましては、昭和六十二年度をもって計画期間が終了することとなるため、次期計画策定作業を進めることとしております。

以上、北海道開発行政に関し所信の一端を申し述べましたが、今後とも北海道総合開発の推進に全力を傾注して取り組んでまい

る所存であります。

ので、委員長並びに委員各位の御支援と御協力を願ひ申し上げる次第であります。

よろしく願ひ申し上げます。

○委員長(小山一平君) 速記をとめてください。

(午後零時三十九分速記開始)

○委員長(小山一平君) 速記を起こしてください。

次に、建設大臣から建設行政の基本施策について所信を聴取いたします。江藤建設大臣。

○国務大臣(江藤隆義君) 建設行政の基本方針及

び当面の諸施策について、私の所信を申し述べたいと存じます。

御承知のとおり、最近の我が国経済の課題は、物価の安定を基礎としつつ、国内需要を中心とした景気の持続的な拡大を図り、もって経済摩擦の解消を図るとともに、雇用の安定を確保する一方、行財政改革を着実に推進していくことにあります。

こうした情勢のもとで、政府としては、昭和六十一年度予算の編成に当たって、経費の徹底した節減合理化を行うことを基本として、歳出規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で質的な充実に配意することとしたところであります。

昭和六十一年度における建設省関係の一般公共事業については、こうした政府の方針に沿って一般会計で計上の国費では前年度に比べ減少しておりますが、道路整備特別会計における別途の財源の確保、財政投融资資金の積極的活用、暫定的措置としての高率補助率の引き下げ等各般の措置を講ずることにより、昭和六十一年度の政府経済見通しにおける名目経済成長率を上回る事業費の確保に努めたところであります。

改めて申し上げるまでもなく、建設行政の基本的使命は、住宅・社会資本の整備等を通じて活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を実現することにあります。我が国経済社会においては、二十一世紀に向けて高齢化、高度情報化、国際化等が本格化すると予想され、建設者としてその使命を果たしていくためには、今後、これらの新しい潮流変化に弾力的に対応し得る国土、都市、産業の基盤の形成を進めていくことが不可欠であります。また、対外経済摩擦対策の観点からも、高水準の国内貯蓄を活用して住宅建設、都市再開発等への民間投資の活性化を図り、持続的に内需を拡大していくことが重要であります。

こうした課題にこたえるため、昭和六十一年においては、国土建設の長期構想及び昭和六十一年度を初年度とする五カ年計画の策定、公共事業分野等への民間活力の導入等の新たな施策の展開を

図り、地域の要請に的確にこたえらるるとともに環境の保全にも十分配慮しつつ、住宅・社会資本の計画的かつ着実な整備を強力に推進していく所存であります。

私は、昨年十二月建設大臣に就任以来このような観点に立って建設行政の推進に努めておりますが、昭和六十一年度予算の的確な執行等を通じ、今後とも、私に課せられた責務を果たすことに全精力を傾注する所存でございます。

以下、当面の諸施策について申し述べます。

第一に、都市対策であります。

我が国においては、二十世紀初頭には国民の約七割が都市に居住し、本格的な都市化社会を迎えるとともに、今後都市を中心に情報化、産業構造の高度化等が進展すると予想されており、こうした経済社会の変化に適切に対応しつつ、都市の整備を図っていく必要があります。

このため、大都市については、その高度の都市機能を維持しつつ、安全で潤いのある居住環境を確保するとともに、地方都市については、周辺農山漁村を含め、それぞれの地域の特性を生かしながら、個性と魅力ある都市を形成することを目標として、長期的展望のもとに総合的、計画的に都市政策を推進してまいりる所存であります。

このような観点に立って、都市計画を適切有効に推進し、欧米先進諸国に比して立ちおくれている街路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備を計画的かつ効率的に進めるとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を的確に実施することにより、市街地の整備を計画的かつ積極的に図ってまいりたいと存じます。特に、生活基盤施設である公園及び下水道については、新たに第四次都市公園等整備五カ年計画及び第六次下水道整備五カ年計画を策定し、長期的な展望に立つた計画的な整備を推進するとともに、昭和六十五年に大阪で「国際花と緑の博覧会」を開催するための準備を積極的に推進してまいります。

また、都市再開発について、市街地再開発事業等の予算の拡大を図るほか新都市拠点整備事業等

を積極的に推進することにより、民間活力を活用しつつ、その一層の推進を図るとともに、避難地、避難路等の整備の推進、建築物の不燃化の促進等により、都市の防災構造を積極的に推進してまいりる所存であります。

第二に、住宅・宅地対策であります。

住宅は、国民の生活の基盤であり、家族の団らんのもちであります。すべての国民が良好な住環境のもとに安定した生活を営むに足る住宅を確保することができるようになることを基本目標としつつ、昨今の内需拡大の要請にもこたえながら、総合的な施策を展開してまいりる所存であります。このため、昭和六十一年度を初年度とする第五期住宅建設五カ年計画を策定し、長期的視点に立つて良好な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図ることとします。

また、住宅金融公庫融資の貸付条件の改善及び住宅取得促進税制の創設等の税制上の措置により、良質な持ち家取得の促進を図るとともに、居住水準の改善における見られる大都市地域等における公共賃貸住宅の確保供給、既存住宅ストックにおける良質な市街地住宅の供給、既存住宅ストックの有効活用、高齢者対策の充実、地域に根差した住まいづくりの推進等の施策を推進してまいりたいと存じます。

また、宅地対策につきましても、地価の安定に留意しつつ、良好な宅地の計画的な供給を促進するため、大都市地域を中心として、公的宅地開発の計画的な推進、政策金融の充実等による優良な民間宅地開発の推進、関連公共公益施設の整備の推進等を図るとともに、いわゆる線引きの見直し促進、開発許可制度の適切な運用、宅地開発等指導要綱の行き過ぎの是正等各般の施策を総合的に推進してまいりたいと存じます。

第三に、国土の保全と水資源の開発についてであります。

我が国の国土は洪水等の自然の脅威に対して極めて弱い体質を持っており、その保全施設の整備状況は、いまだ低い水準にあります。

近年における激甚な災害の発生にかんがみ、国土の保全と国民生活の安定を図るため、第六次治水事業五カ年計画に基づき、重要水系の河川対策、都市河川対策及び土石流対策等を重点に、保全施設の整備促進を図るとともに、急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画及び新たに策定する第四次海岸事業五カ年計画に基づき積極的に急傾斜地崩壊対策事業及び海岸事業の推進を図ってまいりる所存であります。

さらに、国民生活に不可欠な生活用水等の水資源の開発についても、民間資金の導入等により長期的な水需要に対して安定した供給がなされるよう、多目的ダム等の水資源開発施設の建設を促進してまいりる所存であります。

第四に、道路の整備についてであります。

道路は、国土の均衡ある発展、活力とゆとりある地域社会の形成及び安全で快適な生活環境の確保を図るために欠くことのできない基本的な公共施設であります。

これまで、数次にわたる道路整備五カ年計画によりその整備を推進してきたところでありますが、我が国の近代的な道路整備の歴史はようやく三十年を数えるにすぎず、我が国の道路整備の水準は目標のおおむね二分の一程度であり、道路の整備に長い歴史を持つ欧米諸国に比べると、質量ともに依然として低い状況にあります。

このため、第九次道路整備五カ年計画に基づき、高速自動車国道から市町村道に至る道路網を体系的に整備していくとともに、多様化し高度化する国民の道路整備に対する要請にこたえて、災害に強い道路の整備、歩行者、自転車利用者の安全で快適な通行空間の確保、高齢化社会、情報化社会に対応した道路整備等の課題に重点を置いて、施策の推進を図る所存であります。

また、第四次特定交通安全施設等整備事業五カ年計画を策定し、交通安全対策を積極的に推進するとともに、踏切道の改良を計画的に進めることとしております。

なお、民間活力を活用した大規模プロジェクト

として、東京湾横断道路については、民間、地方公共団体及び日本道路公団の出資による会社が建設、管理を行い、日本道路公団が道路を所有し、対外調整等を行う方式で建設に着手することとしております。

さらに、明石海峡大橋については、民間資金を活用し、国費の軽減等を図り建設に着手することとしております。

第五に、建設産業、不動産の振興等についてであります。

我が国の基幹産業の一つであり、建設行政の推進に重要な役割を担っている建設産業については、建設業の許可審査の厳正化、効率化、元請・下請関係の合理化、中小建設業者の育成、建設労働、資材対策等その健全な発展を図るための施策を、中長期的展望に立って強力に展開してまいりる所存であります。

不動産は、住宅・宅地の供給、流通等を通じて国民生活及び国民経済に重要な役割を果たしており、その一層の振興を図るため、現在策定作業を進めている不動産業の中長期ビジョンを受けて、高度情報社会に対応した不動産流通市場の整備を初めとする各種施策を推進してまいりたいと存じます。

また、開発途上国に対する経済技術協力の強化を図るとともに、開発途上国の経済社会基盤施設の整備等に大きく寄与している我が国建設産業の海外活動の振興を図ることなどにより、建設分野における国際交流の一層の推進に努めてまいりる所存であります。

さらに、高度情報化に対応するため、高速自動車道等のネットワークを活用した高度情報通信網の整備、高度情報化に対応した都市整備の推進、関係情報的確かつ迅速な提供等を図ってまいりる所存であります。

以上、諸般の施策について所信を申し述べましたが、その推進に当たっては、特に、行政需要の高度化、多様化に的確に対応するため、政策面の充実を図るとともに、所管行政の合理化、効率化

を圖つてまいりたいと考えております。また、その際、適正な業務の執行と綱紀の保持に努め、国民の信頼と期待にこたえる考えであります。

委員長を初め委員各位の格別の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(小山一平君) 以上で所信の聴取は終わりました。

○委員長(小山一平君) 次に、国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案及び都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。江藤建設大臣。

○國務大臣(江藤建設大臣) ただいま議題となりました国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、国際花と緑の博覧会は、昭和六十五年に大阪府下都市公園「鶴見緑地」において開催されることとなっております。

本博覧会開催の目的は、花と緑と人間生活のかかわりをとらえ、二十一世紀を展望し、国際的な協調のもとで、花と緑を通じて潤いのある豊かな社会の創造及び文化の向上を広く世界の人々に訴えるとともに、花と緑に関する知識の普及、技術の進歩及び産業の活性化を図らうとするものであります。

この国民的な大事業である国際花と緑の博覧会の準備を促進するため、日本万国博覧会、沖縄国際海洋博覧会及び国際科学技術博覧会の例に倣い、博覧会開催の直接の責任者である財団法人国際花と緑の博覧会協会に対し、資金調達、人材確保等の面においてできる限りの協力と応援を行うことを明確にして、博覧会の開催のための体制を早急に強化する必要があります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。

が、次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、国は、博覧会協会に対し、予算の範囲内において、所要の経費の一部を補助することができることとしたしております。

第二に、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができることとしたしております。

第三に、住宅・都市整備公団は、本来の業務の遂行に支障のない範囲内で、博覧会に公式に参加する外国政府等の博覧会に係る事業に従事する外国人のための住宅等を博覧会協会に対し賃貸することができるといたしております。

第四に、博覧会協会に出席した国家公務員等に係る退職手当及び共済組合の組合員の資格について必要な特例を設けることとともに、博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

都市公園等は、都市災害に対する安全性の確保、国民の健康の維持増進、快適な都市環境の形成等を図るために必要不可欠な公共施設であり、政府においては、これまで三次にわたる都市公園等整備五カ年計画を策定し、積極的にその整備の推進を図ってきたところであります。

しかしながら、我が国における都市公園等の整備は、いまだ著しく立ちおくれしている状況にあり、他方、都市化、高齢化の進展、国民の価値観の多様化等を背景に、都市公園等の整備に対する要請は一段と強くなっております。

このような事態に対処するため、現行の第三次都市公園等整備五カ年計画に引き続き、昭和六十六年度を初年度とする第四次都市公園等整備五カ

年計画を策定することとした次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、次にその要旨を御説明申し上げます。

この法律案におきましては、建設大臣は、昭和六十一年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(小山一平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

二月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

一、国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十六年度」を「昭和六十六年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会(以下「博覧会」という。)の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(国の補助)

第二条 国は、財団法人国際花と緑の博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(寄附金付郵便葉書等の発行の特例)

第三条 お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。

この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

(住宅・都市整備公団の業務の特例)

第四条 住宅・都市整備公団は、住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第二十九条に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、政府の招請に応じて博覧会に参加する外国政府及び国際機関の博覧会に係る事業に従事する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供される住宅及び当該居住者の利便に供される施設を、博覧会協会に対し賃貸することができる。この場合においては、当該住宅及び施設の賃貸を同条に規定する業務とみなして、同法の規定を適用する。

(博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等)

第五条 博覧会協会の職員(常勤勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。)は、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法

律第八十二号) 第七條の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

2 博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号) 第二百四十四條の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百五十一号) 第四百四十四條の二又は地方公務員等共済組合法(昭和四十一年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、不動産経営管理士(仮称)の業務資格認定に関する請願(第二二三号)

第二二三号 昭和六十一年二月十二日受理
不動産経営管理士(仮称)の業務資格認定に関する請願
請願者 東京都世田谷区北島山三ノ一
紹介議員 安田 隆明君
〇ノ一〇六 藤川晋

土地、建物、ビルの保守保全と経営管理実務などを担う不動産経営管理士制度を確立するため、不動産経営管理士法(仮称)を制定したい。

理由
日本における不動産の問題はさまざまな重要課題を抱え、土地については利用計画、規制措置等があり、建築物については適正な運営と流通を図るようその運用方針が注目されている。しかるにそ

の土地、建物の管理経営にあたる不動産経営管理士(仮称)の制度は、その気運の到来にもかかわらずいまだその人材育成の機関等が皆無に等しい。そのため、潜在、顕在する不動産経営、管理面の複雑多様な諸問題は、対応策のないままに放置されているのが実情である。一方、不動産関係の法律はますます専門分化し、国土利用計画法、都市計画法、農地法、土地区画整理法、建築基準法、借地法、借家法、宅地建物取引業法、その他各法に細分化し、その業務もまた、不動産鑑定士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者、税理士、司法書士等、各々が免許制度となつて、それぞれに適當な運営が図られている。このような状況のなかで、最重要部門である不動産経営管理士制度のみが、いまだ確立されていないのは片手落ちである。新しい社会環境のなかで、この不動産経営管理士の役割はますます重要である。時代は、既にこの責任者を大いに必要としているのが実態である。(資料添付)

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案

案
一、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
一、東北開発株式会社法を廃止する法律案

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第十七条第一項本文を次のように改める。
理事長及び副理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。
第二十六条第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の

次に次の一号を加える。
四 二以上の地方公共団体の終末処理場における下水の処理過程において生じる汚泥等の処理を行うこと。
第二十六条第三項中「第一項第八号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一号を加える。
三 事業団は、第一項第四号に掲げる業務については、関係地方公共団体の要請をまつて行うものとする。
第三十四条の見出しを「(借入金及び下水道債券)」に改め、同条第一項中「又は短期借入金をする」を「若しくは短期借入金をし、又は下水道債券を発行する」に改め、同条に次の五項を加える。
4 第一項の規定による下水道債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6 事業団は、建設大臣の認可を受けて、下水道債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
7 商法(明治三十一年法律第四十八号) 第三百九条から第三百一一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、下水道債券に関し必要な事項は、政令で定める。
第三十五条第一項中「第二十六条第一項第一号」の下に「又は第四号」を加え、「業務の」を「業務に要する」に改め、「長期借入金」の下に「又は下水道債券」を加え、「(債務)」の下に「(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号) 第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)」を加え、同条第二項中「長期借入金」の下に「又は下水道債券」を加える。
第三十六条中「長期借入金」の下に「及び下水道債券」を加える。

道債券」を加える。
第三十七条に次の一項を加える。
2 政府は、前項に定めるもののほか、第二十六条第一項第四号に掲げる業務に要する費用について、予算の範囲内において、事業団に対し、下水道法第三十四条の規定による補助金の額に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、補助することが出来る。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行の際現に日本下水道事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)
3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十三条の四第一項第二十六号及び第三百四十八条第二項第三十号中「第二十六条第一項第四号又は第五号」を「第二十六条第一項第五号又は第六号」に改める。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「昭和五十六年度」を「昭和六十六年度」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

東北開発株式会社法を廃止する法律案
東北開発株式会社法を廃止する法律案
東北開発株式会社法(昭和十一年法律第十五号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十月八日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(定款の変更)

第二条 東北開発株式会社(以下「会社」という。)は、この法律の施行の日前において、商法(明治三十二年法律第四十八号)に適合していない事項を同法に適合させるため、同法第三百四十三条の規定による株主総会の決議を行うことができる。

2 前項の決議は、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この法律の施行の日からその効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の日前に会社が発行した東北開発債券については、東北開発株式会社法の規定は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。

2 政府は、会社が前項の東北開発債券であつて東北開発株式会社法第十二条ノ二の規定に基づき保証されたものの元本の償還若しくは利息の支払を怠り、又は財産若しくは損益の状況からみて元本の償還若しくは利息の支払を怠るおそれがあると認めるときは、会社に対しその業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

第四条 この法律の施行の日の属する営業年度の会社の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書の内閣総理大臣に対する提出については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第百六条を次のように改める。

第百六条 削除

(東北開発促進法の一部改正)

第七条 東北開発促進法(昭和三十三年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

第五条第二項中「開発促進計画」の下に「及びこれに基づく事業の実施」を加える。

(国土庁設置法の一部改正)

第八条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中シを削り、エをシとする。

三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案

新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公益的施設」の下に「又は特定業務施設」を加え、「あわせて行なわれる」を「併せて行なわれる」に改め、同条第十項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、居住者の雇用の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するもののうち、公益的施設以外のものをいう。

第二条の二第三号中「百人」を「八十人」に、「約一万人」を「おおむね六千人からおおむね一万人まで」に改め、同条第四号中「又は住居地域」を「若しくは住居地域又は準工業地域」に改める。

第四条第二項に次の一号を加える。

四 特定業務施設の敷地の造成を含む新住宅市街地開発事業に関する都市計画にあつては、宅地の利用計画は、前三号の基準によるほか、当該区域内又は一若しくは二以上の住区内に配置されることとなる当該施設の敷地の配置及び規模が、当該区域に形成されるべき住宅市街地の都市機能の増進及び良好な居住環境の確保のために適切なものとなるように定めること。

第二十五条中「公益的施設等の施設」の下に「特定業務施設を除く。」を、「資するよう」の下に「特定業務施設については居住者の雇用機会の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するよう」を加える。

第三十一条中「二年」を「三年」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、処分計画で定める規模及び用途の建築物が規模、用途等を勘案して建設省令で定める建築物である場合については、当該建築物を建築しなければならない期間は、三年を超え五年を超えない範囲内において建設省令で定める期間とする。

第四十五条第二項中「第三十四条の五」を「第三十四条の四」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建築義務に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に締結されている買戻しの特約に係る建築物の建築義務については、なお従前の例による。

昭和六十一年三月十日印刷

昭和六十一年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局